

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年2月10日

【四半期会計期間】 第149期第3四半期（自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日）

【会社名】 栗林商船株式会社

【英訳名】 Kuribayashi Steamship Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 栗林 宏吉

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目2番1号

【電話番号】 03 - 5203 - 7981 （代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 小谷 均

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目2番1号

【電話番号】 03 - 5203 - 7981 （代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 小谷 均

【縦覧に供する場所】 栗林商船株式会社 室蘭支店
(北海道室蘭市入江町1番地19)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第148期 第3四半期 連結累計期間	第149期 第3四半期 連結累計期間	第148期
会計期間		自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日	自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
売上高	(百万円)	31,057	33,990	41,498
経常利益	(百万円)	604	552	305
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	615	169	670
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,528	337	2,068
純資産額	(百万円)	22,026	22,659	22,566
総資産額	(百万円)	64,040	69,266	68,834
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	48.63	13.34	53.00
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	29.6	28.2	28.2

回次		第148期 第3四半期 連結会計期間	第149期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日	自 令和3年10月1日 至 令和3年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	36.03	36.20

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

その他事業において、当社は令和3年9月1日付で北千生気株式会社(北千生)の発行済株式の全部を取得して子会社化し、第2四半期連結会計期間より連結子会社としております。

この結果、令和3年12月31日現在では、当社グループは、当社、連結子会社14社及び持分法適用関連会社1社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。この結果、前第3四半期連結累計期間と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比（％）を記載せずに説明しております。

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項（会計方針の変更）」に記載しております。

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

a. 財政状態

当第3四半期末の資産の残高は、現金及び預金や車両運搬具が増加したこと等により、前期末に比べて4億3千2百万円増加の692億6千6百万円となりました。

負債の残高は、仕入債務や短期借入金が増加したこと等により、前期末に比べて3億3千9百万円増加の466億7百万円となりました。

純資産の残高は、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金が増加したこと等により、前期末に比べて9千3百万円増加の226億5千9百万円となりました。

b. 経営成績

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、ワクチン接種の普及による感染者数の急激な減少により、活動制限は緩和され景気は回復傾向にありますが、足許では新たな変異株の感染者数が急増し、依然として不透明な状況にあります。

海外においては、中国では感染症の抑制により経済活動をいち早く再開しましたが、一部都市で感染が再拡大し、厳格な活動制限が実施されるなど、景気回復は減速傾向にあります。欧米でも感染再拡大の動きが見られるものの、ワクチン接種の進展や経済政策による下支えにより景気回復は持続しておりますが、世界規模の物流の混乱と半導体不足は収束しておらず、予断を許さない状況が続いています。

この様な経済情勢の中で当社グループは、海運事業において北海道定期航路では、緊急事態宣言解除に伴い貨物動向に改善の動きがみられましたが、太宗貨物の減少から配船を変更したこともあり、貨物輸送量は前年並みとなりました。また燃料油価格の高騰により燃料油価格調整金が売上高を増加させましたが、燃料コストが増加したことで増収、減益となりました。近海航路においては、市況は好調に推移し、三国間定期航路も堅調でしたが、燃料油価格の上昇や近海船の傭船料の高騰が収まらずに収益は伸び悩みました。

ホテル事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出や延長によって、集客済のツアーが催行中止になるなど宿泊需要は回復せず、極めて厳しい経営環境が継続しております。

不動産事業においては概ね順調に推移しております。

以上の結果、売上高は339億9千万円（前年同四半期は310億5千7百万円）、営業利益は6千4百万円（前年同四半期は3億2千万円）、経常利益は5億5千2百万円（前年同四半期は6億4百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1億6千9百万円（前年同四半期は6億1千5百万円）となりました。

セグメントの状況は、以下のとおりであります。

(海運事業)

令和3年9月30日に緊急事態宣言解除後から経済は回復基調で、北海道定期航路でも輸送需要は改善しましたが、太宗貨物である新聞用紙の減少による配船変更を行った結果、第3四半期の貨物輸送量は前年並みとなりました。また燃料油価格の高騰により燃料油価格調整金が売上高を増加させておりますが、燃料費増によるコスト増加分にコスト削減効果が追いつかず、増収、減益となりました。近海航路においては市況は好調に推移し、三国間定期航路も堅調に推移しましたが、燃料油価格の上昇や傭船料の高騰による不採算航海が影響して、増収、減益となりました。

これらの結果、売上高は327億4千1百万円（前年同四半期は300億4百万円）、営業費用は324億2千5百万円（前年同四半期は295億4千5百万円）、営業利益は3億1千5百万円（前年同四半期は4億5千8百万円）となりました。

(ホテル事業)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた緊急事態宣言による渡航規制や外出自粛等によって、宿泊需要が激減して集客が困難となり、令和3年4月26日から6月18日までの間、臨時休業となりました。その後の段階的な経済活動の再開や観光支援事業によって宿泊需要は持ち直しの動きが見られましたが、8月27日から9月30日までの緊急事態宣言の発出によって集客済ツアーの催行中止となりました。解除後は地域の観光事業支援事業として「のぼりべつ割」や「どうみん割」が行われましたが、業績回復の起爆剤とはならず減収、減益となりました。

これらの結果、売上高は5億円（前年同四半期は5億9千9百万円）、営業費用は9億1千万円（前年同四半期は9億3千4百万円）、営業利益は4億9百万円の営業損失（前年同四半期は3億3千4百万円の営業損失）となりました。

(不動産事業)

前年度と同様に順調に推移し、売上高は5億8百万円（前年同四半期は5億1千3百万円）となり、営業費用は3億2千6百万円（前年同四半期は3億1千6百万円）で、営業利益は1億8千1百万円（前年同四半期は1億9千6百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和3年12月31日)	提出日現在発行数(株) (令和4年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,739,696	12,739,696	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり株主としての権利内容に制限のない標準となる株式。単元株式数は100株であります。
計	12,739,696	12,739,696		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和3年10月1日～ 令和3年12月31日		12,739,696		1,215,035		740,021

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和3年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和3年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 52,600		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,675,500	126,755	同上
単元未満株式	普通株式 11,596		同上
発行済株式総数	12,739,696		
総株主の議決権		126,755	

- (注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式74株が含まれております。
 2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の失念株1,000株が含まれております。
 3 「完全議決権株式(その他)」欄の議決権の数(個)には、証券保管振替機構名義の失念株(議決権10個)が含まれております。

【自己株式等】

令和3年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 栗林商船株式会社	東京都千代田区大手町2-2-1	52,600		52,600	0.41
計		52,600		52,600	0.41

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)及び「海運企業財務諸表準則」(昭和29年運輸省告示第431号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(令和3年10月1日から令和3年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(令和3年4月1日から令和3年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
売上高	31,057,902	33,990,296
売上原価	26,171,532	28,841,756
売上総利益	4,886,369	5,148,540
販売費及び一般管理費	4,565,369	5,084,334
営業利益	320,999	64,206
営業外収益		
受取利息	117	54
受取配当金	265,593	297,742
助成金収入	80,258	162,122
負ののれん償却額	60,817	60,817
持分法による投資利益	35,834	72,991
受取保険金	10,913	19,476
その他	109,219	119,583
営業外収益合計	562,753	732,787
営業外費用		
支払利息	201,129	213,566
その他	78,263	31,011
営業外費用合計	279,392	244,577
経常利益	604,360	552,415
特別利益		
投資有価証券売却益	75	-
固定資産処分益	402,390	18,434
保険解約返戻金	978	6,809
負ののれん発生益	161,338	-
補助金収入	58,231	515
助成金収入	29,261	-
特別利益合計	652,276	25,759
特別損失		
減損損失	5,112	-
固定資産処分損	11,502	384
投資有価証券評価損	1,989	15,119
臨時休業による損失	1 79,757	-
備船解約金	130,000	-
その他	2,153	2,423
特別損失合計	230,515	17,926
税金等調整前四半期純利益	1,026,120	560,248
法人税、住民税及び事業税	227,749	176,303
法人税等調整額	153,726	142,100
法人税等合計	381,476	318,403
四半期純利益	644,644	241,844
非支配株主に帰属する四半期純利益	29,374	72,804
親会社株主に帰属する四半期純利益	615,270	169,039

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
四半期純利益	644,644	241,844
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	883,544	95,995
繰延ヘッジ損益	179	13
その他の包括利益合計	883,724	96,008
四半期包括利益	1,528,369	337,853
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,489,782	283,637
非支配株主に係る四半期包括利益	38,586	54,216

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,576,988	9,979,848
受取手形、売掛金及び契約資産	-	2 8,583,727
受取手形及び売掛金	8,558,061	-
商品及び製品	36,899	46,378
原材料及び貯蔵品	273,361	323,069
仕掛品	-	269
未収入金	500,923	142,233
その他	338,422	805,604
貸倒引当金	142	381
流動資産合計	19,284,514	19,880,749
固定資産		
有形固定資産		
船舶	32,101,321	32,117,388
減価償却累計額	13,572,030	14,882,117
船舶(純額)	18,529,290	17,235,270
建物及び構築物	23,490,236	24,190,402
減価償却累計額	17,843,126	18,483,197
建物及び構築物(純額)	5,647,110	5,707,204
機械装置及び運搬具	11,021,263	11,997,637
減価償却累計額	10,142,280	10,748,777
機械装置及び運搬具(純額)	878,983	1,248,859
土地	10,093,490	10,151,371
リース資産	2,321,254	2,332,295
減価償却累計額	1,590,032	1,682,897
リース資産(純額)	731,222	649,397
建設仮勘定	2,750	571,131
その他	2,627,166	2,619,959
減価償却累計額	2,171,053	2,233,622
その他(純額)	456,113	386,336
有形固定資産合計	36,338,961	35,949,571
無形固定資産		
借地権	1,033,258	1,033,258
ソフトウェア	84,636	92,049
のれん	101,599	85,417
その他	31,823	85,429
無形固定資産合計	1,251,317	1,296,154
投資その他の資産		
投資有価証券	10,505,013	10,664,888
長期貸付金	1,281	1,579
繰延税金資産	414,849	386,897
保険積立金	668,721	694,213
その他	398,297	423,804
貸倒引当金	38,221	38,221
投資その他の資産合計	11,949,940	12,133,160
固定資産合計	49,540,219	49,378,885

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)
繰延資産		
社債発行費	9,677	7,091
繰延資産合計	9,677	7,091
資産合計	68,834,411	69,266,726
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,784,788	² 6,437,709
短期借入金	5,380,000	6,258,000
1年内返済予定の長期借入金	2,830,028	2,653,351
1年内期限到来予定のその他の固定負債	1,037,780	918,763
1年内償還予定の社債	164,000	134,000
リース債務	283,947	261,111
未払法人税等	284,307	184,939
賞与引当金	445,778	156,565
その他	1,248,652	1,447,217
流動負債合計	17,459,283	18,451,658
固定負債		
社債	876,000	749,000
長期借入金	11,629,917	11,666,874
長期未払金	10,548,111	10,080,214
リース債務	528,323	517,048
繰延税金負債	1,888,440	1,985,788
役員退職慰労引当金	601,752	405,471
退職給付に係る負債	2,300,445	2,376,361
負ののれん	196,409	135,592
その他	239,343	239,323
固定負債合計	28,808,743	28,155,675
負債合計	46,268,026	46,607,333
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,215,035	1,215,035
資本剰余金	978,012	982,538
利益剰余金	13,800,653	13,814,576
自己株式	20,780	14,509
株主資本合計	15,972,921	15,997,640
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,452,187	3,566,770
繰延ヘッジ損益	13	-
その他の包括利益累計額合計	3,452,173	3,566,770
非支配株主持分	3,141,289	3,094,981
純資産合計	22,566,384	22,659,392
負債純資産合計	68,834,411	69,266,726

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第2四半期連結会計期間において北千生気株式会社の発行済株式の全てを取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1)海上輸送に係る収益認識

海上輸送の取引に係る収益について、積切出帆基準または航海完了基準を適用してまいりましたが、当連結会計年度より、目的地までの期間や距離に応じた進捗把握に基づき収益を認識することいたしました。ただし、サービスの提供開始から完了までの期間が著しく短い内航運送については、実務上の便法により最終目的地における積み荷の引き渡し時点で一括して収益を認識することいたしました。

(2)ホテル事業に係る収益認識

ホテル事業に係る収益について、顧客がチェックイン時に収益を認識しておりましたが、当連結会計年度より、顧客チェックイン時からチェックアウト時まで、日ごとに包括的なサービス提供を行うものであり、チェックアウト時(連泊の場合は宿泊翌朝の一定時点)に履行義務が一時点で充足されるものとして収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は5億1千7百万円減少し、売上原価は5億5千2百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ3千4百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は7千5百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(追加情報)

(表示方法の変更)

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間において、「特別損失」の「その他」に含めて表示していた4,143千円は、「投資有価証券評価損」1,989千円、「その他」2,153千円として組み替えております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に重要な変更はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 臨時休業による損失

前第3四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を受け、連結子会社である株式会社登別グランドホテルにおいてホテルの臨時休業を行っております。

この休業期間中に発生した固定費(人件費・減価償却費等)を臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

当第3四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

非連結子会社の金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (令和3年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)	
大和陸運(株)	20,000千円	大和陸運(株)	10,000千円
計	20,000千円	計	10,000千円

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和3年12月31日)
受取手形	- 千円	32,355千円
支払手形	- 千円	84,199千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
減価償却費	2,066,716千円	2,414,715千円
のれんの償却額	16,182千円	17,909千円
負ののれんの償却額	60,817千円	60,817千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	75,843	6	令和2年3月31日	令和2年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	75,985	6	令和3年3月31日	令和3年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結損益 計算書計上額 (注3)
	海運事業	ホテル事業	不動産事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	30,004,827	599,755	453,318	31,057,902	-	-	31,057,902
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	59,734	59,734	-	59,734	-
計	30,004,827	599,755	513,053	31,117,636	-	59,734	31,057,902
セグメント利益 又は損失()	458,993	334,978	196,984	320,999	-	-	320,999

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、農産物卸売事業を含んでおります。

2. 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

(子会社の取得による資産の著しい増加)

第2四半期連結会計期間において、北日本海運株式会社の全株式を取得し連結の範囲に含めたことにより、前連結会計年度の末日に比べて「海運事業」のセグメント資産が1,276,170千円増加しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「海運事業」セグメントにおいて、売却予定となった資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間において5,112千円であります。

(重要な負ののれんの発生益)

海運事業において、第2四半期連結会計期間より北日本海運株式会社の株式取得による連結子会社化に伴い、負ののれんが発生しております。当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第3四半期連結累計期間において161,338千円であります。

当第3四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	調整額 (注2)	四半期連結損益 計算書計上額 (注3)
	海運事業	ホテル事業	不動産事業	計			
売上高							
外部顧客への売上高	32,737,134	491,864	435,505	33,664,504	325,792	-	33,990,296
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,886	8,617	73,127	85,632	-	85,632	-
計	32,741,020	500,482	508,633	33,750,136	325,792	85,632	33,990,296
セグメント利益 又は損失()	315,671	409,694	181,784	87,761	23,555	-	64,206

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、農産物卸売事業を含んでおります。

2. 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

第2四半期連結会計期間において、北千生気株式会社の全株式を取得し連結の範囲に含めたことにより、前連結会計年度の末日に比べ「その他」のセグメント資産が1,771,302千円増加しております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間の「海運事業」の売上高は519,018千円減少、セグメント利益は33,820千円増加し、「ホテル事業」の売上高は1,274千円増加、セグメント損失は713千円減少しております。

第2四半期連結会計期間において、北千生気株式会社の株式を取得し、連結の範囲に含めたことにより、報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」を追加しております。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「その他」において、第2四半期連結会計期間より北千生気株式会社の株式取得による連結子会社化に伴い、のれんが発生しております。当該事象によるのれんの計上額は1,727千円であります。

(収益認識関係)

当第3四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)

(1)収益の分解

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、主要な財又はサービスのライン別に分解しております。これらの売上収益とセグメント収益との関連は、以下のとおりです。

	報告セグメント			その他 (注1)	(単位:千円)
	海運事業	ホテル事業	不動産事業		合計
国内輸送	23,894,542	-	-	-	23,894,542
国内フェリー	1,293,360	-	-	-	1,293,360
国内貸船	807,864	-	-	-	807,864
国外輸送	1,459,154	-	-	-	1,459,154
国外貸船	-	-	-	-	-
港湾荷役	2,665,760	-	-	-	2,665,760
倉庫	1,108,642	-	-	-	1,108,642
その他海運サービス	1,507,808	-	-	-	1,507,808
ホテル業サービス	-	423,332	-	-	423,332
ホテル業物販	-	59,747	-	-	59,747
ホテル業その他サービス	-	8,784	-	-	8,784
不動産賃貸(注2)	-	-	435,505	-	435,505
顧客との契約から生じる収益	32,737,134	491,864	435,505	-	33,664,504
その他の収益	-	-	-	325,792	325,792
外部顧客への売上高	32,737,134	491,864	435,505	325,792	33,990,296

(注)1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、農産物卸売事業を含んでおります。

2. 不動産賃貸は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入です。

3. グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	48.63	13.34
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	615,270	169,039
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	615,270	169,039
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,652	12,675

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和4年2月10日

栗林商船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野原 徳郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている栗林商船株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（令和3年10月1日から令和3年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和3年4月1日から令和3年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、栗林商船株式会社及び連結子会社の令和3年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記監査報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。